

駐車監視員活動ガイドライン

【万世橋 警察署】

趣旨

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています(反則告知をしたり、金銭の徴収をしたりすることはありません。)。本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

留意事項

駐車監視員が行う放置車両確認事務は、以下に示す「駐車監視員活動ガイドライン」の範囲内となりますが、当該ガイドラインの範囲外であっても、次の事情に該当する場合は、委託警察署長の指示に従い確認事務を行うことができます。

- (1) 活動場所に赴く途中等において、悪質性、危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
- (2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
- (3) 臨時的な祭礼・催物等により、駐車実態の悪化が予想される場合
- (4) その他、特に委託警察署長が指示する場合

参考事項

警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外においても、必要に応じた取締り活動を行います。

重点路線

◎ 最重点路線

No	路線名	通称道路名	区 間		重点時間帯	備 考
1	都道	靖国通り	東神田1-15先	神田須田町1-8先	7-22	
2	都道437号～ 国道17号	中央通り	外神田5-3先	鍛冶町1-10先	7-22	
3	国道4号線	昭和通り・日光街道	神田松永町25先	神田美倉町10先	7-22	
4	都道	外堀通り	外神田2-1先	外神田1-1先昌平橋先	7-22	
5	区道	蔵前橋通り	外神田6-1先	外神田4-12とJRガード先交差点	7-22	
6	国道17号	—	外神田2-5先	外神田1-2先万世橋交差点	7-22	

◎ 重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← → 間		重点時間帯	備 考
1	区道	水天宮通り	岩本町3-3先靖国通り入口	岩本町1-7先	7-20	
2	区道	大門通り	岩本町3-9先柳原通り	岩本町1-12先	7-20	
3	区道	清洲橋通り	神田和泉町2先神田和泉町交差点	東神田1-14先	7-22	
4	区道	佐久間学校通り	神田佐久間町2-18先昭和通り	神田佐久間町4-18先清洲橋通り	7-22	
5	都道452号	昌平橋通り	外神田6-5先	外神田3-1先神田明神下交差点	7-22	
6	区道	神田金物通り	鍛冶町1-2JRガード先交差点	東神田1-9先東神田一丁目交差点	7-20	
7	区道	練成通り	外神田5-5先	外神田6-7先昌平橋通り	9-19	
8	区道	練成公園通り	外神田6-14先中央通り	外神田6-5先昌平橋通り	7-22	
9	区道	-	神田和泉町2先清洲橋通り	神田和泉町1先昭和通り	9-19	
10	区道	柳原通り	神田須田町2-23	東神田2-8	7-20	

重点地域

◎ 最重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	最重点路線(靖国通り・中央通り・昭和通り・外堀通り・蔵前橋通り・国道17号)周辺	7-22	
2	JR神田駅周辺	7-22	
3	JR秋葉原駅周辺	7-22	

◎ 重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	重点路線(水天宮通り・大門通り・清洲橋通り・佐久間学校通り・昌平橋通り・神田金物通り)周辺	7-22	
2	東神田1丁目~3丁目の一部	7-22	
3	岩本町2丁目の一部	7-22	

◎ 自動二輪、原付重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← → 間		重点時間帯	備 考
1	都道437号~ 国道17号	中央通り	外神田5-3先	鍛冶町1-10先	7-22	
2	都道452号	昌平橋通り	外神田6-5先	外神田3-1先神田明神下交差点	7-22	

◎ 自動二輪、原付重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	中央通り周辺	7-22	
2	昌平橋通り周辺	7-22	

万世橋警察署 駐車監視員活動ガイドライン



凡例	
	警察署境界線
	最重点路線
	重点路線
	最重点地域
	重点地域

※ 重点(最重点)地域では駐車実態に対応した放置車両確認事務を行うこととなりますので、これに指定する「周辺」の範囲は、当該地図に明示するものと異なる場合があります。

Copyright(C)ZENRIN CO.LTD.(Z19LC第285号)
この地図の全部又は一部を複製することを禁じます。